

## 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

### Q & A

※令和2年5月29日までを交付申請受付期間としていた、働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）のQ & Aです。

現在は募集は終了していますので、ご注意ください。

#### 1. 支給申請について

Q1. 支給申請の期限はいつまででしょうか。

A. 支給申請書の提出は、9月30日まで（必着）です。

ただし、事業実施期間が延長される場合（Q8参照）において、交付決定の日又は事業実施計画変更承認の決定の日が7月20日以降であるときは、延長後の事業実施期間の終了の日の翌日から起算して10日を経過した日まで（必着）となります。

例えば、交付決定の日が8月3日であれば、延長後の事業実施期間の終了の日（10月4日）の翌日から起算して10日を経過した日である10月15日が提出期限となります。

なお、期日までに不備のない支給申請書、実施結果報告書及び添付書類が提出されない場合は、働き方改革推進支援助成金交付要綱（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（以下「交付要綱」という。）第16条に定める交付決定を取り消す事由に該当しますので、期日までに提出するようにしてください。

Q2. 事業に要した費用について、いつまでに支払を終える必要があるでしょうか。

A. 事業実施期間中に支払いを完了させる必要があります。クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、事業実施期間中に口座から引き落とされていない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

クレジットカード等で支払った場合は、支給申請の際に、事業実施期間中に引き落とされたことがわかるよう、通帳の写し等も添付してください。

Q3. 事業に要した費用について、例えば、当月分の費用が翌月払となる場合において、支払日が事業実施期間を超える場合には、助成対象とはならないのでしょうか。

A. 助成対象とはなりません。事業に要した費用については、事業実施期間中に支払っていた  
だけ必要があります。

Q4. 「事業実施期間」中に事業を実施し、支払いを完了しないと助成の対象とならないとの  
ことですが、交付申請時の想定よりも機器の納品が遅れ、それに伴い支払いも遅れてし  
まったような場合についても、5月31日までに支払いを終えていないと対象にならない  
のでしょうか。

A. 本助成金は、2月17日～5月31日（事業実施期間）の間に、助成対象となる取組（テ  
レワーク用通信機器の導入・運用等）を行った中小企業事業主に対し助成を行うもので  
すが、テレワーク用通信機器の納品の遅延等により事業実施期間内に取組を行うことが困難  
と見込まれる場合には、助成対象となる事業実施期間の終了日を「5月31日」から「6  
月30日、又は、交付決定若しくは事業実施計画変更承認の決定の日から2か月を経過し  
た日のいずれか遅い日」まで延長することとしています。（Q8参照）

この場合、事業実施期間が延長されることとなるため、5月31日までに支払いを完  
了していても差し支えありませんが、延長された事業実施期間中に支払いを完了して  
いる必要があります。

Q5. 当初の事業実施計画から設置工事の変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、  
追加費用については助成対象となりますか。

A. 交付申請時の見積取得時において、当該費用についても見積額に盛り込んでおくべきであ  
ったものについては助成対象外と考えます。

Q6. パソコンを5月1日～5月22日までレンタルし、5月31日までに費用の支払いを完  
了しています。交付申請時はいつまでレンタルするか確定しておらず、「5月に実施」と  
申請し、1か月分に係る経費で交付決定もされています。この場合、1か月分に係る経費  
を計上したまま、支給申請してよいのでしょうか。

A. 事業実施期間中に実施し、実際に支払ったもののみが助成の対象となるため、御質問の  
ケースでは、5月1日～5月22日までに係る費用であり、かつ、5月31日までに支払い  
を完了したものののみが助成の対象となります。

- Q7. コンサルティング費用と労働者への研修の費用を計上していますが、助成対象ではない取組とまとめて支払いを行い、領収書が発行されています。領収書に内訳はありませんが、そのまま「費用を支出したことが確認できる書類」として添付してよいでしょうか。
- A. 支払の事実（支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等）を証明できるものを提出していただくことが必要です。御質問の場合、領収書のほか、支払いの内容を確認するため、請求書等を合わせて添付いただくようお願いします。

## **2. 事業実施期間の延長の措置について**

- Q8. 事業実施期間の延長の措置について、内容を教えてください。
- A. 本助成金は、2月17日～5月31日（事業実施期間）の間に、助成対象となる取組（テレワーク用通信機器の導入・運用等）を行った中小企業事業主に対し助成を行うものですが、令和2年4月28日の交付要綱・支給要領の改正により、テレワーク用通信機器の納品の遅延等により事業実施期間内に取組を行うことが困難と見込まれる場合には、助成対象となる事業実施期間の終了日を「5月31日」から「6月30日、又は、交付決定若しくは事業実施計画変更承認の決定の日から2か月を経過した日のいずれか遅い日」まで延長することとしました。
- Q9. 事業実施期間の延長の措置により、どのような経費が対象になりますか。
- A. 交付決定を受けた事業実施計画において実施を予定していた助成対象となる取組について、延長後の事業実施期間内に実施し、実際に支出した経費が対象となります。
- ただし、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、事業実施計画で予定していた日数（※）の範囲内で助成します（例えば、事業実施計画では4月16日から5月31日まで（46日間）機器をリースする予定で、4月に交付決定を受けたが、リース機器の納品が遅れ、5月1日からのリース開始になった場合は、事業実施期間が6月30日まで延長され、46日分の5月1日から6月15日までのリース料金が助成対象となります）。
- （※）サービス利用開始日から事業実施計画において予定していた実施予定日数を経過した日が、延長後の事業実施期間を超える場合は、サービス利用開始日から延長後の事業

実施期間の終了日までの日数（例えば、上記の例において、リース機器の納品が大幅に遅れ、6月1日からのリース開始となった場合には、6月1日から延長後の事業実施期間の終了日である6月30日までのリース料金のみが助成対象となります）

Q10. 事業実施期間の延長の措置により、事業実施計画に記載していた実施予定時期を変更するために、交付決定の変更申請等を行う必要がありますか。

A. 必要ありません。

延長後の事業実施期間内に助成対象となる取組を実施すれば、当初、実施を予定していた時期に事業を実施したものとみなされます。

Q11. 延長後の事業実施期間において、追加で事業を行うことはできますか。

A. 事業実施期間の延長により対象となる取組は、交付決定を受けた事業実施計画において実施を予定していた取組について、機器の納品の遅延等により、延長後の事業実施期間内に実施することが困難になった取組です。同内容の取組の追加や事業実施計画にない取組の追加は、助成対象とはなりません。

Q12. 年間のライセンス契約を結んでいるのですが、延長後の事業実施期間における費用についても助成対象となるのでしょうか。

A. ライセンス契約に係る費用については、交付決定を受けた事業実施計画において予定していた日数（※）の範囲内で助成します（Q9参照）。

（※）サービス利用開始日から事業実施計画において予定していた実施予定日数を経過した日が、延長後の事業実施期間を超える場合には、サービス利用開始日から延長後の事業実施期間の終了日までの日数

Q13. 例えば、次のようなケースは助成対象になりますか？

4月15日 交付申請（5月中にテレワーク用通信機器を購入予定）

5月 交付決定を待っていたため機器の購入控え

6月5日 交付決定

7月10日 機器の納品、費用支出

A. この場合、事業実施期間は8月6日までとなります（交付決定の日から2か月を経過した日）。

機器の納品・費用支出は7月10日であり、事業実施期間内の取組であるため、助成対象となります。

Q14. 次のようなケースは助成対象になりますか？

3月15日 交付申請（4月中にテレワーク用通信機器を購入予定）

4月 機器の納品遅延

4月15日 交付決定

6月10日 機器の納品、費用支出

A. この場合、事業実施期間は6月30日までとなります（交付決定の日から2か月を経過した日である6月16日より遅い日となるため）。

機器の納品・費用支出は6月10日であり、事業実施期間内の取組であるため、助成対象となります。

Q15. 次のようなケースは助成対象になりますか？

3月15日 交付申請（4～5月の2か月間でテレワーク用通信機器リース予定）

4月15日 交付決定

5月1日 納品が遅延し、リース契約に基づくサービス利用開始

6月30日 サービス利用終了（2か月間サービス利用）

A. この場合、事業実施期間は6月30日までとなります（交付決定の日から2か月を経過した日である6月16日より遅い日となるため）。

リース契約に基づくサービス利用期間は5月1日～6月30日（当初予定：4月～5月の2か月間）であり、事業実施期間は6月30日までとなるため、5月1日～6月30日におけるサービス利用料について助成されます。